

# 保健医療技術学部論集投稿規程

## I. 投稿資格

### 1. 『保健医療技術学部論集』

- (1) 本学の専任教員。
- (2) 共著の場合、第一執筆者は(1)の規定を満たす者とする。
- (3) 研究推進機構会議で承認したもの。
- (4) 論題申込期間内に投稿申込書を提出したもの。

申込期間：7月21日～8月31日

## II. 採択

- (1) 「保健医療技術学部論集」に投稿された原稿については、査読を行う。
- (2) 査読は、1篇につき2名の審査員（学部内者、学部外者を含む）で行う。なお、審査員の委嘱は編集長が行う。
- (3) 審査の結果を受け、学部論集編集会議（以下、「編集会議」という。）にて採否の決定を行う。

## III. 執筆要項

### 1. 原稿の執筆

- (1) 原稿は、未発表原稿とする。
- (2) 原稿は、400字詰め原稿用紙換算にして、原則として30枚以内（図・表・写真なども含む）とする。これを超える場合は、改稿ないし分割掲載を求められることがある。ただし、印刷の仕上がりが10頁を大幅に越えた場合は実費を請求する。欧文による原稿も同程度の文字量、約4000words程度とする。
- (3) 著述の種類は、原著、研究報告、短報、その他とする。
  - 1) 原 著：新規性および独創性があり、独自のデータと明確な結論を示した論文。
  - 2) 研究報告：症例の臨床的問題や治療結果について科学的に研究を行い、考察を行った論文。
  - 3) 短 報：研究の速報・略報として簡潔に記載された短い研究論文。
  - 4) その他：総説、実践報告、紹介など編集会議で掲載が適切と判断された論文および記事

### 2. 原稿の提出

- (1) 原稿は、完成稿とする。執筆者の都合による追加変更等が経費を必要とする場合は、執筆者の負担とする。
- (2) 原稿は、word等で入力し、EメールまたはCD-R等でデジタルデータをあわせて提出する。
- (3) 投稿論文付票に、標題（英文標題併記）および著者名（ローマ字併記）、所属名等所定の事項を記入する。英文標題は、編集会議にて修正する事がある。
- (4) 原稿は2部作成し、学術支援課提出以外に執筆者のもとに1部保管すること。
- (5) 原稿提出は、9月1日～9月30日までとする。なお、締切日が休日の場合はその翌日を期限とする。

### 3. 原稿の掲載

- (1) 原稿の掲載順については、編集長が決定する。

### 4. 原稿の形式

- (1) 入力した原稿はA4の用紙に42字×34行の設定でプリントする。なお、印刷上特別の配慮が必要な場合は、付箋または朱書でその内容を明示する。論文は白黒を原則とするが、論文制作上、必要な場合はカラー頁を含むことを認める。
- (2) 図版は、そのまま印刷できるように別紙に清書し、A4用紙1枚に1点を文末に添付する。
- (3) 引用文献などは、脚注とせず本文の引用箇所の肩に1), 1~5), 1, 5, 8~11)などの番号で示し、本文末に「文献」としてまとめて記すこと。記載方法は(5)に定める。
- (4) 原稿には、「抄録」（日本語の場合、200字から400字程度。欧文の場合100語から200語程

度)と、「キーワード」(5ワード以内)を付すこと。その場合、「抄録」は目的、主題、方法、結論などの情報を盛り込むこと。「キーワード」は検索の手がかりとなる内容を示す語として、主として標題および抄録から抽出すること。

(5)原稿は横書きとし、論文の構成要素および順序は、次のとおりとする。

標 題
著 者 名
抄 録 (日本語の場合: 200 字から 400 字程度 欧 文の場合: 100 語から 200 語程度) キーワード ( 5 ワード以内 )
本 文 設定 42 字×34 行
〔注〕 〔文献〕 〔付記〕
(著者名のよみ 所属名)

(6) 引用文献は、本文の引用順に並べる。雑誌の場合は著者氏名、論文題目、雑誌名、巻、頁(最初 - 最終)西暦年号の順に書き、単行本の場合は著者氏名、書名、編集者名、発行所名、発行地、西暦年号、頁を記載する。引用文献の著者氏名が3名以上の場合は ○○○○、○○○○、他○名 と記述し、最初の2名と人数を記載する。

(7) 句読点の表記は、句点を「.」読点を「,」とする。

#### 5. 校正

(1) 校正原稿の授受については、事務局と落札会社の担当者が行う。

(2) 執筆者による校正は二校までとし、三校は編集会議において行う。なお、校正は発行日(3月1日)に支障のないよう、可及的すみやかに行なうこと。

#### 6. その他

(1) 冊子は、A4サイズで発行する。

(2) 抜刷は単著の場合は20部まで、共著の場合は30部までを無料とし、それを超える分については執筆者の負担とする。

(3) 論集はオンラインジャーナルで公開する。また、標題、著者名および抄録を、特定非営利活動法人医学中央雑誌刊行会が作成する「医中誌 Web」のデータベース作成および提供サービス用として、転載・翻訳・複製する権利を許諾する。

(4) 抄録の著作権は大学に帰属するものとし、必要に応じて検索サイト等への情報提供が出来るようにする。但し、執筆者が教育・研究目的で利用する場合および将来著作集等を出版する場合には、著作権者(大学)に断りなく利用できるものとする。

(5) 発行スケジュール等については、その都度、編集会議で定める。

(6) 本規程の改廃は研究推進機構会議の議を経て保健医療技術学部教授会が行う。